

Read me **番号法・マイナンバー概要** 2015.5

平成 27 年 12 月より従業員 50 人以上の事業場では

マイナンバー制は社会保障と税、災害時の金融機関において迅速、効果的に使用するもので、住民登録をしている全ての人に 1 番号が付与されます。(次の段階では医療、金融も) 今後の流れは「施行のスケジュール」のとおり、平成 27 年 10 月に「通知カード」が送付され、平成 28 年 1 月以降に処理される源泉徴収票や労災保険・雇用関係、翌年から社会保険関係の手続きから適用になります。

特定個人情報とは、個人番号を含む個人情報をいい、番号法において厳格な保護の対象となります。従来の個人情報保護法の 5,000 人という例外規定は 27 年度中に撤廃され、同法も全面適用となる予定です。特定個人情報ファイル等を正当な理由なく提供したときは行為者(含アウトソーサー)と法人に 4 年以下の懲役、または 200 万円以下の罰金(または併科)など、罰則が重く課せられます。

なお個人番号は 1 カ所に集められて管理されるものでなく、従来どおり各行政機関の保管で必要になった際に「情報提供ネットワーク」を利用して情報の照会・提供が行うことができるというものです。

★注意事項

特定個人情報の取扱いの主な注意事項は以下のとおりです。

- ①12 桁のマイナンバーを不用意に取得、コピー、持ち出しなどをしない。
- ②取得する際は、使用目的を明確にするとともに、目的外使用は同意を得ても不可、厳禁とする。
- ③本人確認を省略、疎かにしない。
- ④保管に関するハード上の整備(コピー禁、IDパスの設定、ファイアーウォール、部外者侵入禁など)
- ⑤ソフトや制度上の整備(責任者選任、取扱者限定、誓約書、制裁明示、研修・教育など)
- ⑥アウトソーサーやシステムベンダーなどに委託する場合には選定基準に合致した業者を厳選する。
- ⑦質問・苦情処理窓口を設置、取扱規程を作成する。

★施行のスケジュール

平成 25 年 5 月 番号法の交付

平成 27 年 10 月 各自住民票住所の確認 写真のない「通知カード」が市区役所から個人宛に送付
個人番号の収集(申告、本人確認)が可能となる

平成 28 年 1 月 法定調書(税、社会保障等)に個人番号を記載することが必要となる

平成 29 年 1 月 健保・厚生年金利用開始

★社内保護措置(ガイドライン)

取扱いに関するガイドライン(事業者編)には、事業者、安全管理措置、取得、利用、提供、廃棄、罰則に関して記載され、以下のとおり保護措置がとられています。

- (1) 基本方針の策定
- (2) 取扱規程等の策定
- (3) 組織的安全管理措置 組織・体制の確立、管理方法の見直し、取扱規程による運用など
- (4) 人的安全管理措置 担当者の監督・教育など
- (5) 物理的安全管理措置 電子媒体(PCなど)の管理、盗難・漏えい防止など
- (6) 技術的安全管理措置 ID・Pass 認証、不正アクセス防止、情報漏えい防止など

他の項目もホームページに掲載してあります。ご質問、ご相談は事務局までお願いします。